

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(土日が休日に違そ  
たるときは、  
の翌日)

## 目 次

- ◇ 告 示 解除予定の保安林
- ◇ 選管告示 政治団体の設立の届出  
政治団体の解散の届出
- ◇ 公 告 政治団体の収支に関する報告書の要旨(二件)  
鳥取県警察官採用試験の実施

## 告 示

### 鳥取県告示第六百十五号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十二年八月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡大栄町大字妻波字大西浜一九六七、一九六五、一九六六の一、一九六六の二

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

二 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡大栄町大字大谷字内の浜二一六六、二一六八、二一七一、二一七二、字外の浜二一三九、二一四〇、二一四一の一、二一四一の二、二一四二、二一四五

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

### 選挙管理委員会告示

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第五十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の二第

一項の規定により告示する。

昭和五十二年八月九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	備考
鳥取県中小企業政経協議会	常田 修	三輪歌太郎	鳥取市幸町一四一	その他の政治団体
山下武後援会	田中 修	高田 逸郎	気高郡鹿野町今市一〇二七ノ四九	"
大川正夫後援会	松本 隆治	岸本 筆子	倉吉市金森町五二	"

鳥取県選挙管理委員会告示第五十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十二年八月九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	備考
川上千賀夫後援会	伊藤 善一	大西 三郎	岩美郡国府町奥谷二九五ノ一	その他の政治団体

鳥取県選挙管理委員会告示第五十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和五十二年八月九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

川上千賀夫後援会

昭和五十二年五月二十六日

（昭和51年12月28日解散）

- 1 収入総額 円 0
- 2 支出総額 0

鳥取県選挙管理委員会告示第五十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和五十二年八月九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

酒林有造後援会

報告年月日	昭和52年6月3日
1 収入総額	307,517 円
2 支出総額	307,517
3 収入の内訳	
寄附	307,517
個人分	307,517
4 支出の内訳	
経常経費	93,517
人件費	2,000
光熱水費	14,894
備品、消耗品費	1,300
事務所費	75,323
政治活動費	214,000
組織活動費	141,700
機関紙誌の発行その他の事業費	72,300
機関紙誌の発行事業費	72,300
5 寄附の内訳	
(寄附者)(金額)(住所、所在地)	
年間100万円以下のもの	307,517

鳥田安夫東部冬夏会

報告年月日	昭和52年5月24日
1 収入総額	40,000 円
2 支出総額	29,000
3 収入の内訳	
個人の内訳	40,000
4 支出の内訳	
政治活動費	29,000
組織活動費	29,000
報告年月日	昭和52年5月24日
1 収入総額	12,000 円
2 支出総額	0
3 収入の内訳	
個人の党費、会費(60人)	12,000
報告年月日	昭和52年5月23日
1 収入総額	2,382,791 円
2 支出総額	2,210,413
3 収入の内訳	

中国税理士政治連盟 鳥取県連合会

個人の党費、会費(523人)	1,200,718
その他の収入	7,090
1件10万円未満のもの	7,090
前年繰越額	1,174,983
4 支出の内訳	
政治活動費	2,210,413
組織活動費	1,467,240
その他の経費	743,173
報告年月日	昭和52年6月14日
1 収入総額	39,000 円
2 支出総額	39,000
3 収入の内訳	
政治団体分	39,000
4 支出の内訳	
経常経費	8,110
備品、消耗品費	4,940
事務所費	3,170
政治活動費	30,890
寄附、交付金	30,890

鳥取県税理士相沢英之後援会

5 寄附の内訳	
(寄附者)(金額)(住所、所在地)	
(政治団体分)	
年間100万円以下のもの	39,000
報告年月日	昭和52年6月14日
1 収入総額	100,000 円
2 支出総額	100,000
3 収入の内訳	
寄附	100,000
4 支出の内訳	
政治団体分	100,000
政治活動費	100,000
寄附、交付金	100,000
5 寄附の内訳	
(寄附者)(金額)(住所、所在地)	
(政治団体分)	
年間100万円以下のもの	100,000

鳥取県税理士政治連盟

報告年月日 昭和52年6月14日

選挙関係費

549,000

寄附、交付金

100,000

1 収入総額 800,890 円

5 寄附の内訳

2 支出総額 661,040

(寄附者) (金額) (住所、所在地)

3 収入の内訳

(団体分)

寄附 800,890

年間100万円以下のもの 400,000

団体分 400,000

(政活団体分)

政治団体分 400,890

年間100万円以下のもの 400,890

4 支出の内訳

経常経費 12,040

山本武富後援会

備品、消耗品費 12,040

報告年月日 昭和52年5月26日

政治活動費 649,000

1 収入総額

円 0

2 支出総額

円 0

公 告

昭和52年度鳥取県警察官採用試験について、次のとおり公告する。

昭和52年8月9日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

この試験は、鳥取県警察本部又は鳥取県内の警察署に勤務する鳥取県警察官(巡査)の採用試験です。

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
警察官(A)	約8名	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。
警察官(B)	約5名	

2 受験資格

試験区分	受 験 資 格
警察官(A)	学校教育法による大学(短期大学を除く。)若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は昭和53年8月31日までに卒業見込みの者
警察官(B)	上記以外の者

なお、次のアからオまでのいずれかに該当する者は、受験できません。

- ア 日本の国籍を有しない者
- イ 禁治産者及び準禁治産者
- ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- エ 鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- オ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張

する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 第一次試験

(1) 試験種目

試験種目	試験区分	試 験 内 容	試験時間
教養試験	警察官(A)	警察官として必要な一般的知識(人文科学、社会科学及び自然科学の知識)及び一般的知能(文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈等の能力)について大学卒業程度の多枝選択式による筆記試験を行います。	2時間
	警察官(B)	警察官として必要な一般的知識(国語、社会、数学、理科、英語等の知識)及び一般的知能(文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈等の能力)について高等学校卒業程度の多枝選択式による筆記試験を行います。	2時間
論文(作文)試験	警察官(A)	警察官として必要な思考力、構成力等について、論文試験を行います。	1時間
	警察官(B)	警察官として必要な文章による表現能力等について、作文試験を行います。	1時間
適性検査	共 通	職務遂行上必要な素質及び適性について行います。	1時間

(2) 身体検査の項目及び合格基準

身体検査	共 通	職務遂行上必要な身体を有するかどうかについて行います。なお、検査項目及び合格基準は、次のとおりです。
------	-----	--

検査項目	合 格 基 準
身長	160cm以上であること。
体重	47kg以上であること。
胸 囲	78cm以上であること。
視 力	両眼とも裸眼視力が0.6以上であること又は裸眼視力が0.11以上で、かつ、きょう正視力が1.0以上であること。
弁色力	正常であること。
聴 力	正常であること。
その他	職務遂行に支障のない身体的状態であること。

(3) 試験日時及び試験場

試 験 日 時	試 験 場
昭和52年10月9日(日)	鳥取市東町二丁目112
受付時間 8時10分から8時35分まで	鳥取市立鳥取西高等学校
試験開始 8時45分から	米子市錦町一丁目103
	鳥取市立米子西高等学校

(4) 第一次試験合格者の発表

昭和52年11月上旬に鳥取県庁本庁舎1階掲示板に掲示します。  
なお、合格者には書面で通知します。

4 第二次試験

第二次試験は、第一次試験の合格者に対して行います。

(1) 試験種目

ア 人物試験

人物性行について、個別面接による口述試験を行います。

イ 身体精密検査

胸部疾患、性病等の伝染性疾患その他の疾患の有無について行います。

ウ 体力検査

警察官としての職務遂行上必要な体力を有するかどうかについて行います。

(2) 試験日時及び試験場

昭和52年11月下旬に鳥取市において行いますが、詳細については、第一次試験合格者に書面で通知します。

5 人物調査

人物性行、受験資格及び申込書記載事項の真否について行います。

6 最終合格者の発表

昭和52年12月上旬に鳥取県庁本庁舎1階掲示板に掲示します。  
なお、合格者には書面で通知します。

7 採用

(1) 合格者は、採用候補者名簿に登録された上、鳥取県警察本部長から

の請求に応じて成績順に掲示され、そのうちから採用者が決定されます。

なお、採用は、昭和53年4月の予定です。ただし、試験区分の警察官(A)に合格した者が昭和53年3月31日までに大学又はこれに準ずる学校を卒業することができなかった場合は、採用候補者名簿から削除され、採用されなざることとなります。

(2) 採用決定後は、鳥取県巡査に任命され、巡査見習生として鳥取県警察学校に入校し、試験区分の警察官(A)にあつては6箇月間、警察官(B)にあつては1年間初任教育を受け、終了後は巡査としてそれぞれ勤務地に配置されます。

(3) 給与は、原則として下表のとおり支給されますが、学校卒業後一定の経験年数がある者は、下表の額に一定額が加算されます。  
なお、給与は、その後は定期昇給します。

学 歴	入校時の給料月額
大 学 卒	90,400円
短 大 卒	84,400円
高 校 卒	78,600円

また、上表の給料月額のほかには諸手当として期末手当、勤勉手当、扶養手当、通勤手当、住居手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。そのほか、制服その他必要な被服も貸与されます。

- (4) 採用後は、だれでも実力次第で管区警察学校又は警察大学校に入校して、幹部としての教育を受ける機会を与えられ、上級の警察官へ昇進する道が開かれています。
- (5) 柔道又は剣道の有段者は、現職警察官に対する柔道又は剣道の指導を担当する術科指導員となる道が開かれています。
- 8 受験手続及び受付期間
- (1) 受験申込書の交付
- 受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県警察本部警務課又は鳥取県内の各警察署、警察官派出所若しくは警察官駐在所で交付します。郵便で申込書を請求する場合には、封筒の表に「警察官申込請求」と朱書きし、60円切手をはったあて先明記の返信用封筒を必ず同封してください。
- (2) 受験の申込み
- 受験希望者は、受験申込書に必要事項を記入の上押印し鳥取県人事委員会事務局に提出してください。
- 郵便による場合は、封筒の表に「警察官受験」と朱書きしてください。なお受験票は、後日郵送しますから、受験票の「郵便はがき」に住所、氏名及び郵便番号を記入し、20円切手をはってください。
- (3) 申込受付期間
- ア 昭和52年8月15日(月)から昭和52年9月30日(金)まで(郵便による場合は、9月30日(金)までの消印のあるものに限る。)受け付けます。ただし、特別の事情のある者については、第一次試験当日各試験場において受け付けます。
- イ 申込書の記載事項に不備のある場合は、申込書を返送することが
- 9 ありますから、受験手続には十分注意してください。
- その他
- (1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局で受け付けます。
- (2) 郵便による問い合わせの際には、60円切手をはったあて先明記の返信用封筒を必ず同封してください。